

財務省告示第三百六十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十九年九月二十日に発行した利付国債の発行条
 件を次のとおり告示する。
 平成十九年十月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格
利付国庫債券（十年）（第二百八 十八回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十六条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四条第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け	額面金額で三百四十八億円	三百四十九億六千三百五十六万 円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成十九年九月二十日	額面金額百円につき百円四十七

十 十
二 一
初 利
期 率
利 子

十 第
三 二
後 の 期
の 利 子 以

十 十 十 十
七 六 五 四
払 払 元 償 償
込 場 利 還 還
期 所 金 金 期
日 支 額 限

す 次 そ が 金 と 平 年 銭
る 号 の 銀 額 し 成 一
期 及 翌 行 を 支 二 十 七
日 び 営 業 休 払 の 年 十 十
に 第 業 日 業 算 三 十 十
つ 十 日 に 日 式 月 三 十
い 四 に 支 当 だ 二 十
て 号 払 たり だ し 日 日
同 にお へ 以 下 算 出 支
じ いて 規 定 期 期 期
。 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

平 日 額 平 利 て を 毎
成 本 面 成 子 支 支 年
十 銀 金 二 子 を の 払 三
九 行 額 十 支 日 以 十
年 九 年 九 月 前 六 月 間 属 する
九 月 二十日
月 二十日
二十日